

「永年勤続優良従業員表彰式・会員の集い」同日開催

令和2年2月21日 於 士別グランドホテル

商工会議所『会員の集い』



永年勤続優良従業員表彰
会員の集い同日開催

去る二月二十一日、士別グランドホテルに於いて、永年勤続優良従業員表彰式、会員の集いが開催されました。

表彰式には、表彰者六十三名が出席し、牧野市長と鈴木会頭から表彰状・記念品が授与されました。

また、受賞者を代表し勤続四十五年の妻鳥義弘さんは、「今日まで楽しく勤務を続けてこられたのも、事業主各位をはじめ、先輩・同僚皆様のおかげです。今後もそれぞれの企業で士別市に貢献できるように努めていきたい」と謝辞を述べました。

表彰式が終了した後、祝賀会を兼ねて引き続き会員の集いが開催され、会員事業所従業員や家族二十四名が出席。

歌謡ショーや抽選会を行い、終始和やかな雰囲気で行われました。

(上記写真)

新春講演会開催

去る二月十八日、商工会館に於いて新春講演会を開催しました。

講師に、作家・ジャーナリストの門田隆将氏をお招きし、「赤化統一で『核大国』目指した文在寅の挫折」をテーマにご講演を頂きました。



ラブ士別・バイ士別運動
くお買い物は地元でく

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまへ

当所では「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応いたします。どうぞお気軽にご相談ください。

★資金繰り支援(その1 セーフティネット保証4号・5号)

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。

セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。(売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合)

セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。(売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合)

※4号の対象地域及び5号の対象業種は?

SN4号:3月2日(月)に全都道府県が指定されました。

SN5号:指定業種については、経済産業省・中企庁HPよりご確認ください。

※ご利用手続きの流れ(4号・5号)

①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます。(事前相談可)。

※ご利用には別途、金融機関、信用保証協会による審査があります

【お問合せ先】

北海道信用保証協会 経営金融相談ダイヤル:0120-279-540

★資金繰り支援(その2 セーフティネット貸付の要件緩和)

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度です。

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

中小事業 7.2億円、国民事業 4,800万円

【金利】

基準金利:中小事業 1.11%、国民事業 1.91%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日(金)より、セーフティネット貸付の要件を緩和し「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

★資金繰り支援(その3 衛生環境激変特別貸付)

感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るための特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方。

- ① 最近1カ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ② 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠1,000万円(旅館業は別枠3,000万円)

【金利】 基準金利

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利-0.9%

※お支払い、貸付期間・担保の有無等により変動。

【取扱期間】 令和2年8月31日まで

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

令和2年3月13日現在の情報です。毎日更新されますので各HPで確認して下さい。

金融・経営・税務・その他各種相談 ~お気軽にご相談下さい~

雇用調整助成金のご案内

コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置が適用されます。経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例措置】※北海道版

- ① 休業等計画届の事後提出が5月31日まで可能
 - ② 生産指標要件(売上高等10%減)は満たしたものととして扱う
 - ③ 雇用指標(最近3カ月の平均値)が対前年比で増加している場合も対象
 - ④ 事業所設置後、1年未満の事業主も対象
 - ⑤ 助成率を中小企業4/5に引上げ
 - ⑥ 非正規も含めた雇用者に対する休業手当が対象
- ※線に示された項目が北海道のみで拡充される内容
お問い合わせは、雇用助成金さっぽろセンター(011-788-2294)または、ハローワークへ。

新規会員のご紹介

ご入会ありがとうございました。(敬称略)

事業所名	鈴木 なつ希
住所	西1条10丁目
部会	観光サービス
業種	ネイルサロン

業界における景気動向調査
(令和二年一・二期)

当商工会議所が会員企業への経営指導に活用する為、各六業種に分類し、毎月、調査を行なっています。調査項目につきましては売上・採算・仕入単価・従業員数・資金繰り・業況の六項目となります。それぞれ前年同月比及び向こう三ヶ月間の見通しの調査を実施しております。左図につきましては業況について掲載しております。見通しについてはコロナウイルス感染症の影響を受け、全業種において景況悪化を懸念する厳しい見方となっております。

商工会議所が実施した三月九日から十八日までの窓口相談と巡回相談での聞き取り調査による状況については、別紙、折り込みの通りとなっております。

業況天気図	1月期	2月期	翌年3月期～5月期見通し
建設業	☁	☁	☔
製造業	☔	☁	☔
小売業	☀	☔	☔
大型店	☔	☔	☔
サービス業	☔	☁	☔
金融業	☀	☀	☔

☀ 好転 ☁ 不変 ☔ 悪化

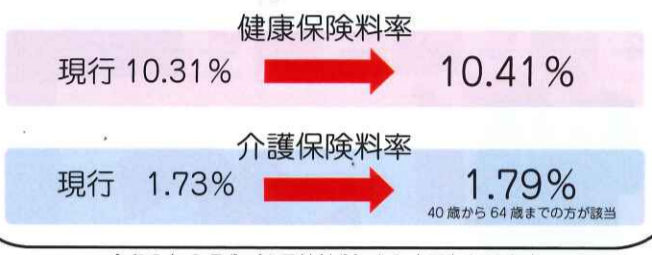
**ご冥福をお祈り
申し上げます**

永年に亘り、当商工会議所にご指導、ご尽力を頂きました。ここに謹んでお悔やみを申し上げ、心からご冥福をお祈り申し上げます。

齊藤 爲二様

さいとう防災センター
代表
二月十八日逝去

令和2年度 保険料率が変わります



令和2年3月分(4月納付分)から変更となります

飲食店、オフィス・事業所、工場、ホテル・旅館など

多くの人を利用するすべての施設において **2020年4月から原則屋内禁煙となります。**

※全てのの人に屋内禁煙を守る義務が課されています！

- 施設の管理権原者等の主な義務内容**
- ① 屋内禁煙の実施
 - ② 喫煙室の標識掲示
 - ③ 20歳未満は立入禁止
 - ④ 従業員の受動喫煙防止対策

- 屋内に喫煙専用室を設置する場合は3つの基準を満たす必要があります
- ① 喫煙室入口において室外から室内に流入する空気の流れが0.2m/秒以上であること
 - ② 壁、天井等によって区画されていること
 - ③ たばこの煙が屋外に排気されていること



<飲食店の経過措置について>
小規模飲食店(次の①②③を全て満たす)は標識を掲示することで喫煙可能室(飲食可能)を設置または店舗全体を喫煙可能(喫煙可能店)とすることができます。

<小規模飲食店の条件>
① 2020年4月1日時点で営業している店舗 ② 資本金または出資金の総額5,000万円以下 ③ 客席面積が100㎡以下
※喫煙可能とする飲食店は最寄りの保健所へ届出を提出していただきますようお願いいたします。



重要 雇用保険制度の一部が変わります

これまで高齢被保険者の雇用保険料は免除されておりましたが令和2年4月から満64歳以上の労働者についても雇用保険料が発生します。令和2年度の年度更新にかかる概算保険料は64歳以上の労働者分賃金額を含めた賃金見込額を基に算定いただくこととなります。

雇用保険料率表 今後保険料率は改定になることもあります

事業の種類	被保険者負担率	事業主負担率	保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

ラブ士別・バイ士別運動
お買い物は地元で

レジ袋が有料化されます

令和二年七月一日から全国で一律にプラスチック製買物袋の有料化が実施されます。(ただし前倒しで有料化することが推奨されています。)
対象となる事業者はプラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者となります。

主な業種が小売業ではない事業者(製造業やサービス業)であっても事業の一部として小売業を行っている場合は有料化の対象となります。



▼対象となる買物袋
① プラスチックの厚さが50μm以上のもの
② 海洋生分解性プラスチックの配合率が10%以上のもの
③ バイオマス素材の配合率が25%以上のもの

▼価格設定や売上の用途
価格も売上げの用途も、事業者自ら設定することとなります。ただし、一枚あたり価格が一円未満にすることは有料化にあたりません。

美穂のつぶやき
@mihotsubucci
士別市 フォロー24 フォロワー24

美穂のつぶやき・2020/03/19
毎年3月になると就職したころを思い出します。あれから12年目を迎えようとしています。(干支が一回り!)穏やかに過ごしたいと思いますが、新型コロナウイルス・インフルエンザなどの流行もあり今後の消費活動や私生活もどこまで制限が続くのか不安です。自分で出来る限りの予防をしながら、過ごしたいと思っています。紅茶がインフル予防に良いと聞いたので毎日飲んでます。(嘘か誠か)

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】お子さま1人あたり350万円以内(海外留学資金の場合450万円以内)
【金利】年1.66%(固定金利・保証料別)令和元年11月1日現在
※母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円(所得122万円)以内の方または子ども3人以上(注)の世帯かつ世帯年収500万円(所得346万円)以内の方は年1.26%(固定金利・保証料別)
(注)お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。

【ご返済期間】15年以内
(母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭、世帯年収200万円(所得122万円)以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得346万円)以内の方は18年以内)

【お使いみち】入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など
【ご返済方法】毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)
【保証】(公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP(「国の教育ローン」で検索)または教育ローンコールセンター(0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656)までお問い合わせ下さい。

マル経融資のご案内

マル経融資は、日本政策金融公庫で受けられる制度で、士別商工会議所の推薦により金利を安く、無担保無保証で借入ができます。

上限額 **2,000万円**
返済期間 運転資金 7年以内
設備資金 10年以内
金利 **1.21%**
令和2年3月2日現在

※新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者は特別措置が適用されます。

金融相談会をご利用ください

日時 令和2年4月14日(火) 10:00~15:00
令和2年5月12日(火) 10:00~15:00
場所 士別商工会館

相談内容は日本政策金融公庫制度に限りません。相談を希望される方は予約が必要です。相談日1週間前までに当所(23-2144)までご連絡ください。